

証券コード 6494
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
株式会社NFKホールディングス
代表取締役社長 豊田 悦章

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.nfk-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6494/teiiji/>

【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号
日本青年館ホテル 8階
「カンファレンスルーム イエロー」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁）をご確認のうえ、
行使期限までに行使してください。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限ま
でに到着するようご返送ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.Web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
2. 議決権行使の方法については以下のとおりです。
 - (1) パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
 - (2) スマートフォンをご利用の方
議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
3. 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
5. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)
2. 上記1. 以外の議決権行使に関するご照会などは、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-782-031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資意欲や個人消費に一定の持ち直しが見られたほか、インバウンド需要の拡大など緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で、原材料価格の高止まりや円安基調の継続、米国の関税引き上げの影響など、先行きについては依然として慎重な見方が広がっている状況が続いております。当社グループにおきましても、案件の引き合い等については確実に上向いてきているものの、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような環境下、当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を見据え、受注・採算管理の徹底、原価低減および収益体質の強化に取り組んでまいりました。あわせて、当社ではこれまで持分法適用関連会社であった株式会社キャストリコの持ち分比率を52.06%まで引き上げ同社を連結子会社として取り込み、同社の業績を連結業績に反映しております（当社持分52.06%、非支配株主持分47.94%）。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は36億8千3百万円（前年比76.9%増）、また、利益面につきましては、営業利益は2億7千2百万円（前年比98.9%増）、経常利益につきましては2億7千8百万円（前年比80.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、株式会社キャストリコにおいてDX事業の事業整理損1億6千4百万円などを計上したことなどから、8千8百万円（前年比16.4%減）となりました。

各事業別の業績は次のとおりです。

当連結会計年度より、株式会社キャストリコを子会社化したことに伴い、「エレクトロニクス事業」を追加しております。

①工業炉燃焼装置関連事業

工業炉燃焼装置関連事業は、当社グループの中核子会社である日本ファーンズ株式会社が担う事業セグメントであります。同社は、工業炉・バーナ・燃焼機器等の設計、製造、販売を主たる事業とし、鉄鋼、化学、窯業をはじめとする幅広い産業向けに省エネルギー・低NOx燃焼技術を提供しております。また、納入済み設備の保守・点検サービスおよび交換部品の供給も手掛けており、製品の設計・製造から据付・メンテナンスに至るまで一貫したサービスを提供しております。

当連結会計年度におきましては、自動車関連企業からの大型案件の継続や、前連結会計年度に落ち込んでいた環境装置石油化学関連および産業機械用機器関連の回復、ならびに部品部門における海外受注の増加等により増収となったものの、ボイラ用機器の受注低迷および蓄熱バーナシステムの鉄鋼関連向け製品の不振が一部これを相殺したことから、当セグメントの売上高は前年比9.3%減の18億8千7百万円、営業利益は3千7百万円（前連結会計年度は80万円）となりました。

②エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、当連結会計年度より当社グループに加わった株式会社キャストリコが担う事業セグメントであります。同社は、ハードウェア・ソフトウェア・メカトロニクスの技術を基盤として、LSI・FPGA等の半導体デバイス設計やファームウェア・アプリケーションの開発を行うエンジニアリング事業、半導体・電子部品の供給および電子機器受託製造サービス（EMS）を行うプロダクツ事業、メカトロニクスの設計から組立・調整・保守に至るまで一貫して対応するシステム事業の3事業で構成されております。

エレクトロニクス事業につきましては、当社の属する半導体業界においては、AI需要の拡大を背景に技術進化と供給体制の増強が進んでおります。デジタルトランスフォーメーション（DX）やIoT化の動きが継続する中、生成AI向けの演算用半導体や電気自動車（EV）向けのパワー半導体などの需要が伸長し、また、ノートパソコンやスマートフォンなど民生品向け需要が回復基調にあるなど、半導体製造装置市場は中長期的な成長が見込まれます。このような経営環境下において、同社の連結子会社化（2025年10月）以降2026年3月末までの業績は、売上高は17億9千1百万円、営業利益は1億1千5百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けた持続的な企業価値の向上を実現するため、以下の課題に取り組んでまいります。

①グループ全体のポートフォリオ多角化とコーポレートガバナンスの充実

当社グループは今後も収益性・成長性を基準とした積極的なM&Aを継続し、事業ポートフォリオの多角化によるグループ全体のリスク分散と企業価値の向上を図ってまいります。あわせて純粋持株会社として資本配分の最適化、情報開示の充実およびグループガバナンス体制の強化を通じて経営の透明性向上に努めるとともに、資本効率を意識した経営を推進し、収益基盤の拡充に努めてまいります。

②工業炉燃焼装置関連事業の収益基盤の安定化と技術革新

工業炉燃焼装置関連事業においては大型案件の有無により業績が変動しやすい構造にあります。引き続き営業体制の強化および受注残の積み上げに努めるとともに、メンテナンス・部品販売等のストック型収益の拡大を図り、収益の安定化を推進してまいります。またカーボンニュートラルへの対応が業界全体の喫緊の課題となっている中、水素・アンモニアなどをはじめとした次世代燃料対応における技術的優位性の確立を目指してまいります。

③エレクトロニクス事業の成長・人材確保と内部管理体制の強化

2025年8月に連結子会社化した株式会社キャストリコにおいては、既存顧客への依存度を低減すべく新規顧客の開拓および既存顧客との取引拡大・強化による営業基盤の強化を推進してまいります。あわせて増産体制の整備を支援し受注能力の拡充を図ってまいります。また人材が重要な経営資源であるとの認識のもと、国内外の大学・教育研究機関との連携を強化し採用応募者の増加に努めるとともに、社内研修の充実による専門知識の向上を図り、優秀な人材の確保・育成に取り組んでまいります。リスク管理および内部管理体制の強化についても重要な課題として認識しており、適正な運用体制の構築による業務改善を積極的に推進してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は36,887千円であり、主な内訳は建物及び構築物29,866千円、機械装置及び運搬具1,868千円、工具器具備品5,151千円などです。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、当連結会計年度において簡易株式交付による株式会社キャストロコに対する公開買付けを実施し、同社株式22.80%を追加取得いたしました。これにより、当社が保有する同社株式の議決権比率は52.06%となり、同社を連結子会社といたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 2023年3月期	第82期 2024年3月期	第83期 2025年3月期	第84期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高(千円)	2,157,306	2,127,566	2,082,243	3,683,444
経常利益(千円)	138,123	135,610	153,956	278,516
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	122,658	790,903	105,630	88,354
1株当たり当期純利益(円)	2.91	17.95	2.40	1.88
総資産(千円)	5,399,701	5,643,275	5,742,525	8,164,504
純資産(千円)	4,346,894	5,042,159	5,157,008	6,539,884

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第81期につきましては、コロナ禍の行動制限緩和により社会経済活動が正常化に向かったことから、売上高は増収となりました。一方、持分法適用関連会社である株式会社ウェブの先行投資等による持分法投資損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

3. 第82期につきましては、不安定な国際情勢や円安を背景とした燃料・原材料の高止まりにより、売上高はやや減収となりました。利益面では、工業炉部門の大型案件で原価が予算を大幅に上回ったことから経常利益は減益となりましたが、横浜市鶴見区の旧本社跡地売却益を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅増益となりました。
4. 第83期につきましては、プラント部門で受注を見込んでいた大型案件が延期になるなどから、売上高はやや減収となりました。利益面では、工業炉部門の大型案件で原価が予算を上回ったものの、徹底した経費節減により営業利益・経常利益は増益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の旧本社跡地売却益の剥落などから大幅減益となりました。
5. 第84期につきましては、1. (1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
日本ファーンズ株式会社	100,000	100.00	工業炉燃焼装置関連事業
株式会社キャストリコ	282,480	52.06	エレクトロニクス事業

(注) 当連結会計年度において持分法適用関連会社であった株式会社キャストリコの議決権比率を52.06%まで引き上げ、同社を連結子会社としております。

(11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配及び管理をする持株会社であり、当社グループは当社、連結子会社2社及び持分法適用関連会社2社で構成されております。なお、当事業年度において株式会社キャストリコが持分法適用関連会社から連結子会社に異動しております。当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

区分	事業の内容
工業炉燃焼装置関連事業	①バーナ及び燃焼機器事業 ②プロセスプラント事業 ③工業炉事業 ④委託研究事業 ⑤メンテナンスサービス事業
エレクトロニクス事業	①プロダクツ事業 ②エンジニアリング事業 ③システム事業 ④その他事業

(12) 主要な拠点等

(当社)

事業所名	所在地
本社	東京都港区

(子会社)

事業所名	所在地
日本ファーンレス株式会社	横浜市神奈川区
株式会社キャストリコ	東京都中央区

(13) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業炉燃焼装置関連事業	78名	3名減
エレクトロニクス事業	127名	－
その他の事業	1名	1名減
合計	206名	4名減

- (注) 1. 上記従業員数には、顧問、パートタイマー、持分法適用関連会社の従業員は含まれておりません。
2. エレクトロニクス事業は、当連結会計年度より株式会社キャストリコを連結子会社化したことに伴い新たに追加した報告セグメントであるため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高(千円)
横浜信用金庫	25,213千円
株式会社日本政策金融公庫	237,310千円
朝日信用金庫	331,700千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当事業年度において株式会社キャストリコの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。これにより、当社グループの事業領域の拡充及び収益基盤の強化を図っております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,610,000株
 (2) 発行済株式総数 48,744,624株 (自己株式457株を含む。)
 (3) 株主数 9,182名
 (4) 大株主の状況
 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Z 株 式 会 社	6,137,932株	12.59%
株式会社船カンショートコース	5,000,000株	10.26%
株式会社 船橋カントリー倶楽部	2,200,000株	4.51%
株 式 会 社 広 共	1,850,000株	3.80%
株 式 会 社 S B I 証 券	1,826,180株	3.75%
株 式 会 社 ト ー テ ム	1,800,000株	3.69%
オリンピア工業株式会社	1,060,000株	2.17%
楽 天 証 券 株 式 会 社	662,600株	1.36%
渡 辺 正 博	654,900株	1.34%
上田八木短資株式会社	598,000株	1.23%

(注) 持株比率は自己株式(457株)を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①第2回新株予約権

当社は、過年度において当社の役員及び当社持分法適用関連会社の取締役、従業員に対し、有償にて新株予約権を発行しております。当該新株予約権の当事業年度末日における状況は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の数 12,300個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式1,230,000株
- ・行使価額 1株当たり80円
- ・行使期間 2027年3月1日から2035年2月9日まで

②第3回新株予約権

当社は、過年度において当社従業員に対し、職務執行の対価として新株予約権を付与しております。当該新株予約権の当事業年度末日における状況は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の数 19,600個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式1,960,000株
- ・行使価額 1株当たり81円
- ・行使期間 2027年3月1日から2034年2月9日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	豊田 悦章	
取 締 役	加藤 祐蔵	テルマー湯ホールディングス株式会社 取締役 株式会社キャストロコ取締役 日本ファーンエス株式会社取締役
取 締 役	増井 純	有限会社MBL代表取締役 株式会社ウェブ取締役
取 締 役	奥村 英夫	株式会社ハッピーリゾート
監査役（常勤）	中村 博之	日本ファーンエス株式会社監査役
監 査 役	信太 元紀	信太公認会計士事務所代表
監 査 役	小林 明隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 テルマー湯ホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 増井純氏、奥村英夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 信太元紀氏、小林明隆氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 増井純氏、奥村英夫氏及び監査役 信太元紀氏、小林明隆氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役 信太元紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、各社外取締役及び各社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
社 内	2名	21,600	1名	3,600	3名	25,200
社 外	2名	3,600	2名	3,600	4名	7,200
計	4名	25,200	3名	7,200	7名	32,400

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は1982年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
2. 監査役の報酬限度額は1993年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の個人別報酬額については、社外取締役を過半数以上の構成員とする報酬委員会にて審議の上、その決定に基づき取締役会にて決議しております。報酬委員会においては株主総会で承認された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬について検討を行っております。当事業年度に係る取締役の個人別報酬につきましては、報酬委員会の提言に従い決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、当社取締役が当事業年度に受けた報酬等は基本報酬のみとなっております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該法人との関係
取締役	増井 純	有限会社MBL	代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
		株式会社ウェブ	取締役	当社の持分法適用関連会社であります。
取締役	奥村 英夫	株式会社ハッピーリゾート	代表取締役	当社株式を保有しておりますが、保有割合は僅少であり、当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	信太 元紀	信太公認会計士事務所	代表	当社との間に特別な関係はありません。
監査役	小林 明隆	一番町国際法律特許事務所	弁護士	当社との間に特別な関係はありません。
		テルマー湯ホールディングス株式会社	監査役	当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
増井 純	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
奥村 英夫	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
信太 元紀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計に関する意見を述べております。
小林 明隆	社外監査役	就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、特に法務・コンプライアンスに関する意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アルファ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,824千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,424千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の連結子会社の一部は、当事業年度の一部期間において、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査

当社の重要な子会社の一部は、当事業年度の一部期間において、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題の一つに位置づけ、安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な財務基盤を構築すべく株主資本の充実を図りながら、収益動向とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び、中間配当、期末配当のほか、基準日を定めて配当を行うことができる旨についても定めております。

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けてサステイナブルグロウス(持続的成長)を実現するため、成長基盤確立に向け、様々な施策を実施しており、内部留保の充実を図りながら成長基盤確立のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。このため、当連結会計年度の配当につきましては、無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、成長基盤確立の状況及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,041,040	流 動 負 債	977,205
現金及び預金	3,848,655	支払手形及び買掛金	445,886
受取手形、売掛金及び 契 約 資 産	1,062,423	電子記録債務	84,686
商品及び製品	382	1年内返済予定の 長 期 借 入 金	95,964
仕 掛 品	363,401	未払法人税等	71,907
原 材 料	522,636	未払消費税等	33,430
短期貸付金	201,000	賞与引当金	98,534
そ の 他	50,179	完成工事補償引当金	4,966
貸倒引当金	△7,638	前 受 金	12,478
		そ の 他	129,351
固 定 資 産	2,123,463	固 定 負 債	647,414
有 形 固 定 資 産	584,731	長期未払金	1,800
建物及び構築物	255,397	長期借入金	498,259
機械装置及び運搬具	10,700	再評価に係る繰延税金負債	20,890
土 地	292,877	退職給付に係る負債	104,324
そ の 他	25,756	資産除去債務	11,256
		そ の 他	10,883
無 形 固 定 資 産	440,423	負 債 合 計	1,624,620
ソフトウェア	1,403	純 資 産 の 部	
の れ ん	438,294	株 主 資 本	5,812,634
そ の 他	725	資 本 金	100,000
投 資 其 他 の 資 産	1,098,308	資 本 剰 余 金	3,876,550
投資有価証券	892,322	利 益 剰 余 金	1,836,299
繰延税金資産	129,003	自 己 株 式	△214
差入保証金	75,317	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	18,982
破産更生債権等	93,237	その他有価証券評価差額金	△19,089
そ の 他	45,922	土地再評価差額金	38,071
貸倒引当金	△137,494	新 株 予 約 権	24,682
		非 支 配 株 主 持 分	683,585
資 産 合 計	8,164,504	純 資 産 合 計	6,539,884
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,164,504

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,683,444
売 上 原 価		2,523,848
売 上 総 利 益		1,159,596
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		886,918
営 業 利 益		272,677
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46,064	
受 取 配 当 金	10,648	
為 替 差 益	1,727	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	5,564	64,605
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,128	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	22,865	
株 式 交 付 費	28,068	
そ の 他	4,703	58,766
経 常 利 益		278,516
特 別 利 益		
段 階 取 得 に 係 る 差 益	42,486	42,486
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	
事 業 整 理 損	164,472	164,490
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		156,511
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	110,062	
法 人 税 等 調 整 額	△37,524	72,537
当 期 純 利 益		83,974
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△4,379
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		88,354

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,466,005	流 動 負 債	187,680
現金及び預金	2,261,809	未払金	129,299
短期貸付金	201,000	未払費用	1,223
その他	3,196	未払法人税等	53,679
固 定 資 産	3,444,401	預り金	502
有 形 固 定 資 産	439,145	その他	2,975
建物	142,950	固 定 負 債	54,858
構築物	1,633	長期未払金	1,800
機械及び装置	4	再評価に係る繰延税金負債	20,890
工具、器具及び備品	1,678	退職給付引当金	10,749
土地	292,877	繰延税金負債	4,118
無 形 固 定 資 産	280	資産除去債務	9,710
ソフトウェア	280	その他	7,590
投資その他の資産	3,004,976	負 債 合 計	242,538
投資有価証券	550,381	純 資 産 の 部	
関係会社株式	2,434,514	株 主 資 本	5,615,439
出資金	150	資 本 金	100,000
破産更生債権等	57,737	資 本 剰 余 金	3,876,550
差入保証金	9,066	資 本 準 備 金	1,477,169
長期未収入金	10,864	その他資本剰余金	2,399,380
貸倒引当金	△57,737	利 益 剰 余 金	1,639,103
資 産 合 計	5,910,407	利 益 準 備 金	9,213
		その他利益剰余金	1,629,889
		繰越利益剰余金	1,629,889
		自 己 株 式	△214
		評価・換算差額等	27,747
		その他有価証券評価差額金	△10,324
		土地再評価差額金	38,071
		新 株 予 約 権	24,682
		純 資 産 合 計	5,667,869
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,910,407

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		286,600
営 業 費 用		166,165
営 業 利 益		120,434
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44,756	
受 取 配 当 金	13,418	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	773	59,548
経 常 利 益		179,983
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		179,964
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	70,873	
法 人 税 等 調 整 額	△2,161	68,712
当 期 純 利 益		111,252

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年 5月26日

株式会社N F Kホールディングス
取締役会 御中

アルファ 監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥津泰彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	磯巧

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N F Kホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N F Kホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し、実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社NFKホールディングス
取締役会 御中

アルファ監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥津泰彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	磯 巧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NFKホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるアルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるアルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社 N F K ホールディングス
監 査 役 会

常勤監査役 中 村 博 之 ㊞

社外監査役 信 太 元 紀 ㊞

社外監査役 小 林 明 隆 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	再任 とよ だ よし あき 豊 田 悦 章 (1968年10月21日)	1991年4月 安田生命相互保険会社（現明治安田生命相互保険会社）入社 2007年11月 明治建物株式会社入社 2008年4月 当社入社企画部マネージャ 2010年4月 当社IR企画室マネージャ 2014年4月 当社総務グループマネージャ 2018年7月 当社管理部部长 2019年6月 当社取締役 2020年8月 日本ファーンレス株式会社取締役 2022年6月 当社代表取締役（現任） 2023年1月 株式会社トリプルワン（現株式会社キャストリコ）取締役	62,200株
2	再任 か とう ゆう ぞう 加 藤 祐 蔵 (1963年11月12日)	2012年12月 エコナックホールディングス株式会社（現テルマー湯ホールディングス株式会社）入社管理部課長 2014年4月 同社管理部部长 2014年6月 同社取締役管理部部长 2017年7月 同社取締役管理部門管掌 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年6月 エコナックホールディングス株式会社取締役（現任） 2021年8月 日本ファーンレス株式会社取締役（現任） 2023年1月 株式会社トリプルワン（現株式会社キャストリコ）取締役（現任）	—
3	再任 社外 ます い じゆん 増 井 純 (1970年12月9日)	2000年5月 株式会社ボンテヴェキオホッタ入社 2004年7月 有限会社MBL取締役 2005年4月 同社代表取締役（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年10月 株式会社ウェブ取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 増井純氏は他社の代表取締役なども務めており、経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、2020年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から有用な発言を行っており、その職責を十分に果たしていただいていることなどから引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は6年となります。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
4	再任 社外 おくむらひでお 奥村英夫 (1946年11月4日)	<p>2006年2月 エコナックホールディングス株式会社 (現テルマー湯ホールディングス株式会社) 顧問</p> <p>2006年6月 同社代表取締役社長営業本部長</p> <p>2006年10月 同社代表取締役社長営業本部長兼不動産事業部長</p> <p>2007年7月 同社代表取締役社長不動産事業部長</p> <p>2013年5月 ネスティー株式会社(現株式会社テルマー湯)代表取締役社長</p> <p>2018年7月 エコナックホールディングス株式会社代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2021年6月 エコナックホールディングス株式会社取締役</p> <p>2023年6月 株式会社ハッピーリゾート代表取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>奥村英夫氏は過去に他の上場会社の代表取締役なども務めた経験があり、経営者としての卓越した見識と豊富な経験に基づき、2020年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から有用な発言を行っており、その職責を十分に果たしていただいていることなどから、引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は6年となります。</p>	—

- (注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者はございません。
2. 取締役候補者増井純氏、奥村英夫氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
3. 当社は、取締役候補者増井純氏、奥村英夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
4. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告をご参照願います。

第2号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位	所有する 当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>なかむらひろゆき 中村博之 (1954年3月23日)</p>	<p>1979年3月 中央大学大学院理工学研究科工業化学専攻博士課程前期修了</p> <p>1979年4月 当社入社</p> <p>2006年10月 日本ファーンレス株式会社出向</p> <p>2009年4月 同社技術本部ボイラ部長</p> <p>2011年4月 同社燃焼事業部燃焼機部計画グループ長</p> <p>2014年4月 同社燃焼事業部燃焼機部参与</p> <p>2022年6月 同社監査役(現任)</p> <p>2022年6月 当社監査役(現任)</p>	100株
2	<p>再任 社外</p> <p>こばやしあきたか 小林明隆 (1951年3月14日)</p>	<p>1976年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)</p> <p>1992年8月 一番町国際法律特許事務所開設(現任)</p> <p>1999年2月 株式会社アドバンスト・メディア 監査役</p> <p>2005年6月 同社取締役</p> <p>2010年6月 エコナックホールディングス株式会社(現テルマー湯ホールディングス株式会社) 監査役(現任)</p> <p>2010年6月 株式会社アドバンスト・メディア 監査役</p> <p>2022年6月 当社監査役(現任)</p> <p>社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>小林明隆氏は弁護士としての法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、当社は本株主総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
3	新任 社外 <small>えん どう た か お</small> 遠藤 太香雄 (1982年11月10日)	2005年4月 東京信用金庫入社 2007年5月 株式会社岡村製作所入社 2015年2月 公認会計士登録 2015年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 2017年1月 遠藤太香雄公認会計士事務所開業（現任） 2017年1月 株式会社ユニバーサルマインド入社 財務部長（現任） 2017年6月 税理士登録 2018年9月 株式会社オセロット取締役（現任） 2021年6月 株式会社oltre取締役（現任） 社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要 遠藤太香雄氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくとともに、豊富な実務経験を有することなど経営全般の監視と有効な助言をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、本株主総会において同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。	—

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係について

- 監査役候補者遠藤太香雄氏につきましては、当社は同氏の配偶者が代表を務める税理士事務所と税務顧問契約を締結しておりますが、同氏の独立性に影響を与えるような多額の金銭の支払いはございません。また、他の各候補者と当社に特別の利害関係はございません。
2. 監査役候補者小林明隆氏、遠藤太香雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者小林明隆氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定です。また、監査役遠藤太香雄氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社役員全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社監査役に再任又は選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告をご参照願います。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1
日本青年館ホテル 8階
カンファレンスルーム イエロー
TEL 03-6452-9020



■電車

・東京メトロ銀座線「外苑前駅」3出口より徒歩約5分

ご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご提供はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。